

法人会の事業に ご参加下さい

(税務研修会・異業種交流会など)

平成24年4月1日 発行

公益社団法人玉川法人会月刊情報誌 **たまでんBOARD** Vol.128
通巻228号

『たまでん BOARD』は、エコマーク認定の再生紙を使用しています。

4月の行事予定

2(月)	女性部会役員会	10:00	法人会事務局
3(火)	青年部会全体会議	19:00	玉川ボランティアビューロー
5(木)	女性部会役員会	10:00	玉川区民会館
	女性部会活動報告会	13:30	玉川区民会館
	★女性部会税務研修会	14:00	玉川区民会館
6(金)	広報委員会記念誌編集会議	18:30	法人会事務局
9(月)	第7支部役員会	18:30	ケイテックス
10(火)	会計監査	11:00	法人会事務局
	総務委員会	18:30	玉川ボランティアビューロー
	社会貢献委員会	18:30	法人会事務局
11(水)	源泉部会役員会	13:30	玉川税務署
	第3支部役員会	15:00	デニーズ尾山台店
12(木)	第6支部活動報告会	18:00	維新號
	委員長部会長会議	18:30	玉川ボランティアビューロー
	全法連全国女性フォーラム記念講演	14:00	グリーンドーム前橋
13(金)	税制委員会	18:30	法人会事務局
18(水)	★決算法人説明会	13:30	玉川税務署
19(木)	正副会長会議	13:30	法人会事務局
	第1回理事会	15:00	玉川税務署
	組織委員会	18:30	法人会事務局
	第8支部活動報告会		JA鎌田
	第8支部異業種交流会		木曽路
20(金)	たまでんBOARD 5月号原稿締切		
	★第12支部活動報告会・健康セミナー	18:30	玉川区民会館
	第10支部役員会	18:00	森建設会議室
23(月)	財務委員会	18:30	法人会事務局
24(火)	★新設法人説明会	13:30	玉川税務署
25(水)	青年部会活動報告会	18:30	玉川町会会館
	懇談会	19:30	玉川町会会館
	広報委員会	18:30	法人会事務局
26(木)	第9支部新入会員歓迎税務研修会・懇談会		
27(金)	源泉部会役員会	14:00	玉川税務署
	源泉部会活動報告会	14:30	玉川税務署
	源泉部会第1回研修会	15:30	玉川税務署
29(日)	★第6支部二子玉川はなみずきフェスティバル		RISE広場

5月の行事予定

8(火)	青年部会全体会議		玉川ボランティアビューロー
9(水)	★決算法人説明会	13:30	玉川税務署
	第1支部役員会		井上香料
13(日)	★わんぱく相撲		砧公園体育館
	★世田谷緑化祭り第8支部		砧公園
14(月)	東法連女連協定時連絡協議会	12:30	全法連会館
16(水)	第3支部役員会	15:00	デニーズ尾山台店
17(木)	第1回常任理事会	18:00	玉川区民会館
	第2支部活動報告会		
	第6支部役員会 (MESSINA)		
	東法連正副会長会議	14:00	全法連会館
	特退共理事会	14:40	全法連会館
	東法連理事会	15:30	全法連会館
	特退共評議員会	16:30	全法連会館
18(金)	女性部会役員会・支部長会	11:00	玉川区民会館
	★女性部会健康増進研修会		玉川区民会館
19(土)	第10支部世田谷ガーデニングフェア参加		馬事公苑
20(日)	★奥沢駅前音楽祭 (第1支部)		
23(水)	第11支部会員交流会	19:30	会議室キャノン
24(木)	★女性部会健康増進研修会		玉川区民会館
	組織委員会		法人会事務局
25(金)	広報委員会		
26(土)	★田植え事業 (第4支部)		
	★苔玉教室 (第7支部)		フラワーランド同
27(日)	★苔玉教室		
28(月)	第7支部苔玉教室反省会		
29(火)	総務委員会	18:30	玉川ボランティアビューロー
	東法連通常総会	15:00	明治記念館

4月・5月の行事予定は3月25日現在のものです

★印は一般の方も参加できる行事です

お問い合わせは下記の玉川法人会事務局まで

目次

4月・5月の行事予定	1
理事会・委員会・支部 活動報告	2
都税事務所からのお知らせ	6
「確定申告が間違っていたとき」	7
税務署からのお知らせ/掲示板	8

お問い合わせ

発行人／公益社団法人玉川法人会 会長 阿部友太郎
編集／公益社団法人玉川法人会 広報委員会
事務局●東京都世田谷区玉川2丁目1番15号
TEL 03-3707-8668 FAX 03-3707-4992
<http://www.tamagawa.or.jp/index.htm>
E-mail: tamagawa@blue.ocn.ne.jp

理事会・委員会・支部 活動報告

総務委員会

委員会

日 時 1月19日(休) 19:30~20:30
 場 所 玉川ボランティアビューロー会議室
 出席者 10名
 議 題 1. 創立60周年・公益社団法人設立
 記念式典・祝賀会の役割分担

2. 平成24年度事業計画および収支予算案
3. 平成24年度「税を考える週間」講演会講師の選任
4. その他
5. 次回、平成24年度「第9回総務委員会」の開催

組織委員会

委員会

日 時 2月23日(休) 18:30~
 場 所 玉川法人会事務局
 出席者 15名
 議 題 1. 創立60周年・公益社団法人設立記念祝賀会
 2. 会員増強結果
 3. 新入会員交流会
 4. その他

委員会

日 時 3月15日(休) 18:30~
 場 所 玉川法人会事務局
 出席者 15名
 議 題 1. 新入会員交流会
 2. 次年度行事予定
 3. 地域外会員
 4. その他

厚生委員会

委員会

日 時 2月24日(金) 18:00~21:00
 場 所 玉川区民会館区民フロアー
 出席者 14名
 議 題 1. 第3回委員会議事録

2. 大型保障制度推進に伴う「一人一人紹介キャンペーン」進捗結果
3. 本年度の事業報告
4. 来年度の事業計画
5. 受託保険会社からの説明
6. 次回開催予定

広報委員会

委員会

日 時 2月27日(月) 18:30~20:00
 場 所 玉川法人会事務局

出席者 9名
 議 題 1. たまでんBOARD 3月号編集会議

臨時委員会

日時 3月7日(水) 18:30~20:00
場所 玉川法人会事務局

出席者 9名

議題 1. 創立60周年記念誌編集打合せ

.....

臨時委員会

日時 3月19日(月) 18:30~20:00
場所 玉川法人会事務局

出席者 11名

議題 1. 創立60周年記念誌編集打合せ

.....

委員会

日時 3月26日(月) 18:30~20:00
場所 玉川法人会事務局

出席者 11名

議題 1. たまでんBOARD4月号編集会議



税制委員会

委員会

日時 2月8日(水) 18:30~20:30
場所 ボランティアビューロー

出席者 9名

議題 1. 平成24年度税制委員会行事計画
2. その他

第4支部

女性支部新春懇談会

日時 3月14日(水) 11:30~14:00
場所 カーサ・ジャルディール(自由が丘)
出席者 8名

当日は晴天に恵まれ、和気あいあいの中、懇談会が開かれました。

1年間を振り返っての反省と、新年度に向けての活発な話し合いがされました。

女性部会として、これから第4支部の活動を盛り上げ、お互いに協力して、頑張っていこうということで会が終了しました。

(第4支部女性部会支部長 山下世喜子)



第5支部

かみのげ春まつり

日時 3月18日(日) 13:00~17:00
かみのげ商和会が主体となり、「かみのげ春まつり」がありました。

法人会第5支部では、餅つきや模擬店の手伝いをし、おまつりの盛り上げに多いに貢献しました。(第5支部広報委員 米田 稔)



餅つきの様子



清水第5支部長と兼益さん

税務研修会

日時 3月28日(水) 18:00~20:00
場所 上野毛まちづくりセンター
出席者 15名
玉川税務署法人課税第一部門審理藤田滋之様

より「法人税の基礎と誤りやすい事例」についての説明がありました。

湧永製薬株式会社の高見風帆様より「体温を上げると健康になる」についての健康セミナーがありました。(第5支部広報委員 米田 稔)



清水第5支部長あいさつ



税務研修会



健康セミナー

第10支部

役員会

日時 2月23日(木) 18:00~20:30
場所 森建設(株) 1F会議室
出席者 10名
議題 1. 確定申告期間中の税務署支援者の

応募

2. 3月27日(火)開催の労務管理講習会
3. 平成23年度の活動報告及び24年度の活動計画の説明
4. その他、各委員報告

第12支部

第8回役員会

日時 2月22日(水) 18:30~20:00
場所 (株)OHTA保険設計事務所
出席者 10名

- 議題
1. 平成24年度支部事業計画
 2. 平成24年度支部役員会
 3. 各委員会報告、理事会 (2/2) 報告
 4. その他

青年部会

第3回SKT交流会

日時 2月8日(水) 19:00～
場所 PALAZZO

平成24年2月8日19時～ 下北沢の“スポーツカフェ PALAZZO”にて本年度3回目のSKT交流会（世田谷・北沢・玉川法人会青年部会）が開催されました。今回は北沢法人会の主催で、金子ボクシングジムのプロボクサー（本当はWBA世界スーパーフライ級チャンピオンの清水智信さんでしたが、インフルエンザで急遽交代）をお招きし、プロボクサーのミット打ち及びプロのパンチ体験のアトラクションがあり

ました。

プロボクサーのパンチを撮影しようとは何度もトライしましたが、パンチが早すぎてすべてボケてしまいました。（残念）

当法人会からは、9名参加し、松浦部会長・橋本支部長・池田誠さんがプロボクサーのパンチをミットで受けるアトラクションでとても盛り上がり、且つ世田谷・北沢法人会の方々より良い交流が深められました。

次回は、当法人会主催で開催致しますので、是非まだ参加していない部会員の方は出席ください。（青年部会 中野渡聡一郎）



挨拶をする松浦青年部会長



お招きしたプロボクサー



パンチを受ける松浦さん（左写真）と池田さん（右写真）



女性部会

臨時役員会

日時 3月7日(水) 10:00～12:00
場所 事務局
出席者 5名

- | | |
|----|-----------------|
| 議題 | 1. 24年度事業計画 予算案 |
| | 2. 活動報告会 |
| | 3. 全国フォーラム |
| | 4. その他 |

.....

役員会

日時 3月16日(金) 11:00～12:00
場所 玉川区民会館
出席者 4名

- | | |
|----|---------|
| 議題 | 1. 幹事会 |
| | 2. 年間事業 |
| | 3. その他 |

.....

幹事会

日時 3月16日(金) 13:30～14:30
場所 玉川区民会館
出席者 47名

- | | |
|----|-------------|
| 議題 | 1. 新年懇談会の反省 |
| | 2. 年間活動 |
| | 3. 支部活動報告 |
| | 4. その他 |

—都税についてのお知らせ—

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅 に対する固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

<減免の対象① 耐震化のための建替え>

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成21年1月2日から平成27年12月31日までの間に新築された住宅

耐震化のための建替えを行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- (1) 新築された家屋の居住部分の割合が当該家屋の1/2以上であること
- (2) 建替え前の家屋を取り壊した日の前後各1年以内に新築された住宅であること
- (3) 建替え前の家屋と新築された住宅がともに23区内にあること
- (4) 新築された日の属する年の翌年の1月1日(1月1日新築の場合は、同日)において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の1月1日における所有者と同一の者が所有する住宅であること
- (5) 新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること
- (6) 新築された年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末までに減免申請すること

<減免される期間・税額>

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)

<減免の対象② 耐震化のための改修>

昭和57年1月1日以前からある家屋で、

平成20年1月2日から平成27年12月31日までの間に

建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように一定の改修工事を行った住宅

一定の改修工事を行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- (1) 耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の1/2以上であること
- (2) 耐震改修に要した費用の額が1戸あたり30万円以上であること
- (3) 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること
- (4) 耐震改修工事完了後3ヶ月以内に減免申請すること

<減免される期間・税額>

改修完了日の翌年度分(1月1日完了の場合はその年度分)から右表の期間について耐震減額適用後、固定資産税・都市計画税を全額減免(居住部分で1戸あたり120㎡相当分まで)

改修完了日	減免期間
平成20年1月2日 ～平成21年12月31日	3年間
平成22年1月1日 ～平成24年12月31日	2年間
平成25年1月1日 ～平成27年12月31日	1年間

<減免を受けるための手続き>



①の場合には「固定資産税減免申請書」、②の場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所までお問い合わせください。

現行の耐震基準の内容や耐震基準に適合した工事であることの証明書の発行等については、建築士もしくは各区役所の担当窓口へお問い合わせください。

確定申告が間違っていたとき

確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができます。また、確定申告をしなければならないのに、確定申告することを忘れていた場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。

税額を多く申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。

【**手続**】 更正の請求書に必要事項を記入して、納税地を所轄する税務署長に提出してください。

更正の請求書は、国税庁ホームページからダウンロードできます（税務署にも用意してあります。）。

【**期間**】 更正の請求書は、次の期間内に提出してください。

○ 平成23年分・・・法定申告期限から5年以内

○ 平成22年分・・・法定申告期限から1年以内

税額を少なく申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。

なお、修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日（納期限）までに、延滞税と併せて納めてください。

【**手続**】 修正申告書に必要事項を記入して、納税地を所轄する税務署長に提出してください。

修正申告書は、国税庁ホームページからダウンロードできます（税務署にも用意してあります。）。

【**期間**】 修正申告は、税務署長から更正を受けるまではいつでもできますが、修正申告によって納める税額には、法定納期限（平成23年分の所得税は平成24年3月15日（木）、消費税及び地方消費税は平成24年4月2日（月））の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。

また、修正申告をする場合や、税務署長が更正を行う場合には、新たに加算税が賦課される場合があります。

確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならないのに、確定申告をすることを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をしなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。

なお、税務署長が決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに加算税が賦課される場合があるほか、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

※ 更正の請求、修正申告などの手続などについて、お分かりにならない点がありましたら国税庁ホームページをご覧ください。

税務署からのお知らせ**平成24年度 税務職員採用試験のお知らせ**

人事院では、下記のとおり「平成24年度税務職員採用試験」を行います。
興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

記

◇ 受験資格

- ① 平成24年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成25年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- ② 人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

◇ 申込書交付期間

平成24年5月14日(月)～7月10日(火) (土・日曜日は除く。)

◇ 申込書受付期間

- ① インターネット
平成24年6月26日(火)～7月5日(木)
 - ② 郵送又は持参
平成24年7月2日(月)～7月10日(火)
- ※ できるだけ、インターネットで申込みをしてください。

◇ 試験日

- ① 第1次試験 9月9日(日)
- ② 第2次試験 10月18日(木)～10月25日(木)のうち、指定する日

※ 詳細については、お気軽に玉川税務署・総務課 小林 (Tel 03-3700-4131 内線205) までお尋ねください。

法人会事務局よりお願い

代表者名、所在地、電話番号等の
変更がありましたら法人会事務局までお知らせ下さい

事務局 TEL 03-3707-8668 FAX 03-3707-4992
E-mail : tamagawa@blue.ocn.ne.jp

納税も、e-Taxで!! ダイレクト納付が便利です。

24年4月分の源泉所得税の納付期限	24年 5月 10日 (木)
24年2月決算法人の確定申告期限・納付期限	24年 5月 1日 (火)
24年8月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限	24年 5月 1日 (火)
消費税の中間申告期限・納付期限	24年 5月 1日 (火)

24年5月決算法人の第3四半期分、24年8月決算法人の半期分・第2四半期分、24年11月決算法人の第1四半期分

消費税の、
期限内納付を
お願いいたします。